## 家庭教師代「安い」と 勧誘 かしい」と不審がった。

はどうしたらいいか」と主 は三年分買わされた。 は未使用の教材ばかり。 婦宅に昨年、 がこなしきれず、残ったの が一回二千五百円。安いで 大量の教材が送られてきた されて支払った。その後、 材費として六十万円を請求 ったが、中学三年間分の教 なる子どもの学力に不安が 繁にあった。中学二年生に すよ」という電話勧誘が頻 帰は困惑ぎみに話した。 「中二から始めたが、 名古屋市内の四十代の主 勧誘時には説明がなか 面談して契約。その 「家庭教師代

はり何十万円もするのはお んなもんかと思ったが、や 教師の契約に付いてくる高 別の三十代男性も、

業者は注意が必要だ。

個人情報を基に勧誘する

台が運営する家庭教師の比

較サイトは、

選ぶ際の目安

71件あったが、ここ数年は3 規制され、 庭教師の契約は特定商取引法で 00件前後で推移している。 同様の相談は2007年に19 国民生活センターによると、 8日間のクーリング 中途解約は可能

ちらか低い額で済む。教材も関 謝(授業料)相当額か5万円のど 2万円、提供後は1カ月分の月 違約金も家庭教師の提供前なら 連商品として中途解約できる。 オフ期間後も中途解約できる。

(埼玉県戸田市)による

いない。 者は電話のほか、ダイレク には、家庭教師のメリット 者が入手した業者のはがき は、有名大学のサークルを ることが分かった。中に 材が必要なことは書かれて は書かれているが、高額教 談にこぎつける業者も。 名乗って警戒心を解き、 トメールなどで勧誘してい 記者が調べてみると、 もある。 約金以上を請求される場合 場合、法律に定められた違 契約させて回収する業者の ごとにセットで購入するた と、教材は学年ごとか教科 で支払いを要求される場合 め、学年の途中で解約を申 会社を通さずに自社で割賦 が多いという。特に、信販 し出ても、学年の終了分ま

契約で困ったら、消費生活 ないことが大切だが、 を」と呼び掛けている。 は「契約時に一人で判断し センターなどに早めに相談 同組合理事の栗原洋さん もし

師の契約には注意が必要だ。

解約をめぐってトラブルになるケースがあることが分かった。

割安な家庭教

(福沢英里)

高額な教材の購入には触れず、二千円前後の指導料を誘い文句に勧誘するた

家庭教師の勧誘をめぐり、こんな声が生活部に寄せられた。調べてみる

家庭教師の契約と思ったら、数十万円もする教材を買わされた。解約できる

ールchousa@chunichi.co.jp、 クス052(222)5284=へ。

者が多い。 ら」と契約してしまう保護 は五十万円前後が多く、 要。本来、指導を補うため の割安な指導料は注意が必 の教材が主な収益になって 墳大輔さんは「二千円前後 に応じている行政書士、藤 協会」で、トラブルの相談 いる」と説明する。教材費 「子どものために必要な 「愛知県岐阜県家庭教師 になる。

庭教師派遣業協同組合」 一〇〇六年に発足した「家

THE DIECT . 平日7519時~20810

業者のはがきに高額な教材に関する記述はない

業界の健全化を目的に、

|電0584(2)0145 会の相談窓口は、藤墳さん 愛知県岐阜県家庭教師協